

船舶事故調査報告書

令和元年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月24日 23時10分ごろ
発生場所	島根県松江市地蔵崎西北西方沖 美保関灯台から真方位297° 4.3海里付近 (概位 北緯35° 36.0′ 東経133° 14.8′)
事故の概要	漁船福宝丸は、東南東進中、また、プレジャーボート海輝丸は、錨泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和元年7月9日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 福宝丸、85トン 128048、個人所有 B プレジャーボート 海輝丸、4.6トン 272-15543鳥取、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、五級（航海）（履歴限定） 甲板員A、甲板部航海当直部員の資格認定有り B 船長B、二級小型・特定
負傷者	なし
損傷	A 左舷船首部外板に塗装剝離 B 船首部外板に亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	A 船は、船長A及び甲板員Aほか7人が乗り組み、底引き網漁の操業を終え、甲板員Aが単独で船橋当直に当たり、約9ノットの対地速力で自動操舵により東南東進した。 甲板員Aは、椅子に腰を掛けて見張りを行っていたところ、周囲に他船を見かけなくなって眠気を催し、いつしか居眠りに陥り、衝撃を感じて目覚め、A船の左舷船首部とB船の船首部とが衝突したことを知った。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、船首を北西方に向けていか釣りをしながら錨泊中、船長Bが、集魚灯の明かりで船首方が見えづらい状態の船橋内で見張りをしていたところ、A船と衝突した。
分析	A船は、東南東進中、単独で船橋当直中の甲板員Aが、居眠りに陥ったことから、前路で錨泊中のB船に向かって航行を続け、B船に衝突したものと考えられる。 甲板員Aは、自動操舵として椅子に腰を掛けた楽な姿勢で当直に当

	<p>たっていたこと及び海上が穏やかで周囲に他船を見かけなくなったことから、覚醒水準が低下し、居眠りに陥った可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、船長Bが、集魚灯の明かりにより船首方が見えづらい状態の船橋内で見張りをしていたことから、船首方から接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、A船が東南東進中、B船が錨泊中、甲板員Aが居眠りに陥り、また、船長Bが、集魚灯の明かりにより船首方が見えづらい状態の船橋内で見張りをしていたため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、眠気を催した場合、手動操舵に切り替えたり、立ち上がって操船したり、外気に当たったりするなどして居眠り運航を防止する措置をとること。 ・錨泊中は、集魚灯で周囲が見えづらい場合、移動するなどして適切な見張りを行うこと。